

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 1 月 17 日
午前 9 時 30 分
教育委員会室

議 案

- 第 1 号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 第 2 号議案 平成 25 年度 名古屋市学校教育の努力目標について
- 第 3 号議案 平成 25 年度 教職員研修の基本方針について
- 第 4 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
伊 藤 彰 教育長
教育次長始め、事務局職員 25 名

(古川委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。最初にお諮りいたします。第 4 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第 1 号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野施設計画室長)

第1号議案について説明させていただきます。

別紙参考図1をご覧ください。

本議案は、港区福春小学校の通学区域の一部、赤色に着色した部分を福田小学校の通学区域に変更するものでございます。

続いて、別紙参考図2をご覧ください。変更区域の詳細図になります。通学区域を変更しようとする赤色の部分は、自動車学校で住民はおりませんが、町内会をはじめとする地域活動は福田学区で行っており、地域活動の実態に合わせるため、通学区域変更の要望が出されたものでございます。

施行日といたしましては、平成25年4月1日を予定しております。

なお、紫色の部分については、地域事情により現段階では通学区域変更をすることが難しいため、通学区域は変更せずに福田小学校へも通学することができる「委託（選択）通学措置」の実施の要望が地域から出ております。該当地には現在、児童・生徒はおりませんが、未就学児がおります。実施につきましては、平成25年4月1日からを予定しております。

委託通学措置については教育長決裁で処理するため、本日の教育委員会の議案ではありませんが、地域より通学区域変更と合わせて実施の要望が出ておりますので、全体像としてご理解をいただきたいと存じます。

以上、第1号議案につきまして、ご説明させていただきました。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

（古川委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（梶田委員）

実質的には自動車学校だけなんですよ。人は住んでいるのですか。

（佐野施設計画室長）

住民は住んでいませんが、通学区域は地域の活動と非常に密接に結びついていますので、そういった要望がでてまいりました。子どもさんがいないという状況ではありますが、通学区域の変更をさせていただきたい、ということでご提案をさせていただきました。

（野田委員）

福春小学校はできてからまだ10年ぐらいだと思いますが、南陽第二住宅は福春小学校の学区になったんですよ。ここはそのままいい、ということなんですよ。

（佐野施設計画室長）

福春小学校については、平成4年に福田小学校の分校として発足しました。その後平成20年に福春小学校として開校いたしました。当時分校を作った際に、県営南陽第

二住宅を含め、このあたりの地域を分校にということでご了解を得ました。その後福春の独立の際に、この線引きのままで通学区域を設定いたしました。今回も、この機会に県営南陽第二住宅の方にご意向を確認いたしました。現状のまま福春のままがよい、ということでしたので、このような形になりました。

(野田委員)

分校時代からのなごり、ということですね。わかりました。

(古川委員長)

私から質問ですが、委託通学措置というのは、どういう意味かということと、全市の中でこういう地域がどれくらいあるかを教えてください。

(佐野施設計画室長)

本来であれば通学区域、学区そのものを変更するという方向でやっているのですが、委託通学区域というのは、地域の事情により学区の変更はしたくないものの、生徒児童数の関係などで特例的に措置をしていくものとして行っています。市内では小学校は11件、中学校で9件、委託通学措置を行っています。

(古川委員長)

そうすると、南陽第二住宅だけは、福春小に行き、委託通学区域になる真ん中の部分だけは選択できる、ということですね。

もうひとつ、この件は教育長の専決事項、という理解でよろしいですね。

(佐野施設計画室長)

教育長専決規則で、通学区域そのものの変更は教育委員会に諮る、となっています。委託措置については通学区域そのものの変更にはなりませんので、議案にはなりません。今回は関連するので、提案させていただいています。

(古川委員長)

そうすると私たちが議決をするのは、自動車学校の方の議決ですね。

(堀崎総務部長)

その通りです。

(古川委員長)

それでは、他にご意見もないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第2号議案「平成25年度 名古屋市学校教育の努力目標について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

「平成25年度 名古屋市学校教育の努力目標」についてご説明いたします。

はじめに、「名古屋市学校教育の努力目標」の位置づけについて説明申し上げます。

資料1をご覧ください。名古屋市学校教育の努力目標は、学習指導要領や本市の教育振興計画の実施状況などを踏まえ、本市の子どもの実態をもとに毎年度設定しているものです。資料1左の中ほどに25年度案ということで「名古屋市学校教育の努力目標」をお示しいたしました。本日議案として提出しているものです。

各学校園では、この通知を受けそれぞれに学校努力点、言うなれば単年度の重点目標を設定し、学校評価や学校評議員制を活用しながら、学校運営と教育活動の改善に努める「創造していく学校づくり」を推進します。

さて、これまで名古屋市学校教育の努力目標については、学習指導要領の実施状況や動向をふまえ、概ね3～4年をサイクルに大幅な改訂を行ってきております。その変遷につかまして、資料2に示しましたのでご覧ください。1枚目の細かいものが、議案でいいますところの前文の変遷でございます。その次がキャッチフレーズと4つの柱の変遷でございます。

続きまして資料3です。こちらは本市の教育振興基本計画と学校教育の努力目標との関係を線で結んだものでございます。

こうした経緯をふまえて、平成23年度をスタートするにあたりまして、教育振興基本計画が新たに定められたこともあり、学校教育の努力目標は大幅な改定を行いました。その際に、例えばキャッチフレーズは「あふれる感動 つながる力」から「広がる笑顔 輝く瞳」と変えてまいりました。このような過去の経緯を踏まえ、来年度につかましては、今年度の努力目標を基本とし、一部変更を考えております。

お手元の資料4をご覧ください。25年度の学校教育の努力目標の修正点は、前文の3段落目にあたります。「東日本大震災の教訓から、想定を超えた状況下でも」という表現を用いていましたが、今後は「東日本大震災の教訓を生かし」た形で子どもたちが自ら考え行動できる力を育てていきたい、という思いで修正を検討しております。

なお、以下資料5といたしましては、本市の学校努力目標の取り組み状況、それぞれの学校ごとの取組状況、そして最後には参考として、今年度の小学校の学校努力点の例といたしまして、正色小学校、12月の教育シンポジウムでも発表した学校ですが、その学校努力点研究の推進について参考として資料をつけました。

教育委員会といたしましては、各学校に対し、一人一人の教師が、子どもの指導について重大な職責を有するという自覚と責任感をもって、創意に満ちた特色ある学校

教育の充実と推進に努めていくよう指導してまいります。

よろしくご審議をお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

先日工芸高校を視察させていただき、その教育内容の充実ぶりに、我々も驚いています。生徒ともやり取りをいたしました。まさに「輝く瞳」に出会うことができました。それから、11月23日に私と服部委員が第一幼稚園に行きましたが、この研究発表会でも、幼い子どもたちの「輝く瞳」に出会うことができました。なかなか義務教育の学校には行くことができませんでしたが、年末に子ども環境会議で一部の子どもたちの発表を聞くことができ、ここでも「広がる笑顔 輝く瞳」を見ることができました。そういう意味で、着実に成果が上がっていると思います。

前文の中に「創造していく学校づくり」とありますが、これにはソフト面とハード面が必要だと思います。リーダーシップをとっていただく先生方の研修や、予算の面など、十分ではありませんが確保していただいて、進めていっていただきたいと思います。また、4年間の計画の後半に入っていくこととなりますので、終了後は総括をしていただいて、次につながる支援もしていただきたいと思います。

(服部委員)

このテーマは本当に素晴らしく、名古屋市の子どもたち全体がこういうふうになればいいな、と思いますが、ごく一部の学校で、学校風土自体がなかなかこういうことに踏み込めないということも聞いたことがあります。正色小学校の素晴らしい取り組みを聞かせていただきましたが、このようにすべての学校で取り組めればいいのですが、取り組みにくい学校については、もう少し前段階のテコ入れや支援が必要なのではないかな、と思います。

(古川委員長)

私も同感です。格差を非常に感じています。前回のシンポジウムも素晴らしく、拍手を送りたい気持ちです。工芸高校でも生徒のやる気を十分に感じることができました。しかし、全部がそうなのか、というと、そうではないと思います。特に私たちは、いいところに視察に行かせていただいたり、素晴らしい発表を聞いたりだと思います。全体の市としてのバランスだと思います。大事なことは大きくかい離はしていないと思いますが、なかなかこのようにできていない学校をどう引き上げていくかを、私たちは考えていくことが大切だと思います。是非そのあたりをご配慮いただければと思います。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第 2 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第 3 号議案「平成 25 年度 教職員研修の基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(伊藤教育センター研修部長)

第 3 号議案「平成 25 年度 教職員研修の基本方針」についてご説明申し上げます。

お手元に 3 枚ございます。一枚目が、研修の基本方針でございます。資料 1 は、方針に基づいた研修には何があるかを示したものでございます。資料 2 は、どのように研修を行っていくかという重点です。

まず、研修の基本方針について申し上げます。昨年度と基本方針は変えておりません。本市の教育振興基本計画が継続中であること、学校教育の努力目標について大きな柱の変更はないこと、平成 20 年告示の学習指導要領の基で教育活動が継続していること、から大きな柱は変えなくてよいという判断をしました。

第一段落は、「夢に向かって人生を切り開くなごやっ子」の育成を目指しているということ、第二段落は、こうした「なごやっ子」を育成するという要請に応えるために、教職員・学校がすべきこと、第三段落は、教職員一人一人の力量を高め、学校の教育力を向上させるために教育センターが担うこと、を述べています。

一番下、四角枠の中の二重丸 4 点は、資料 1 の柱でございます。資料 1 と併せてご覧ください。

「確かな実践力・使命感」については「基本研修」として初任者研修などの研修があります。「高い識見・創造性豊かな経営能力」については「経営研修」として、校長研修、教頭研修を実施します。「専門性、洞察力」については「専門研修」として、アイデアいっぱい！楽しい授業づくり講座などが位置付きます。「今日的課題の追究、社会的視野を広げること」については「長期研修」として、教育研究員などがあります。

それぞれの枠の一番上に、サブタイトルがあります。例えば一番上の基本研修は、「人間性を磨き専門性を高めるために」とありますが、研修基本方針の本文中の内容がここにあたるという意味です。

経営研修では、学校の教育力を向上させることと信頼の確立。専門研修では、専門性を高めること。長期研修では、人間性を磨くことと信頼の確立。を目指して研修を行います。それらをどのように行うかということが資料 2 です。

特に重点としたいことを、抜粋して挙げました。

柱は三つです。その他で一つです。これは、私たちが、常々課題ととらえ、いつも議論しながら研修の改善に努めている柱です。

1点目は、「増加する若手を育成し、少ない中堅の力量向上を図ること」です。実態として、校内で指導方法や指導のコツなどが継承できづらい状態が生じています。

この柱の中で、新規が二つあります。二つ目の○、学校運営を推進する人材を育てる「学校運営推進講座Ⅰ」を新設します。三つ目の○、「アイデアいっぱい！楽しい授業づくり講座」に学芸的行事を新設します。

柱の2点目は、「理論と具体を結びつけ、実感が伴う研修をめざす」ということです。新規は、「不登校対応施設の見学と事例検討」があります。これは、フレンドリーナウやハートフレンドを指します。不登校対策基本構想検討委員会でのご意見を踏まえて新設しました。他に、いじめ・不登校・虐待については、これまで以上に具体事例に基づく研修を充実してまいります。

柱の3点目は、校内研修の積極支援です。校内で価値のある研修ができるよう教育センターが支援してまいりたいということです。例えば「心に残る道德の授業」のように研修をパックのようにして示し、学校が依頼しやすくします。また、ネットトラブルから子どもを守るなど情報モラル教育やICTに関わる研修は少人数でも要請を受ければ指導主事が出かけて研修を実施するようにします。

なお、このような内容の他、必要に応じて内容を修正したり加えたりして対応してまいります。例えば、虐待については今年度1学期、急遽、管理職対象の特別研修を行いました。今後も、学校現場の状況に応じてこうした要請には対応してまいります。

その他で一点です。新任教員が円滑に教職に就くためのセミナーを行っていきます。

以上、平成25年度教職員研修の基本方針について説明をさせていただきました。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

資料2ですが、4つの柱があがっており、どれも重要な柱だと思います。

まず、1の新規のところ、「学校運営推進講座」とあり、中堅教員の力量向上を図る研修とありますが、何年目以上、というような資格があるのでしょうか。また、3つ目の柱の校内研修の活性化ですが、さきほどの議題とも関わりますが、創造していく学校づくりにおいてはこのようなサポートは非常に大切だと思います。さきほどいくつかパックを作ってパックの中から学校が重要だと考える物があれば学校から問い合わせがあって、指導主事さんが出向いて講習を行う、ということだと思いますが、いくつか例があがっていますが、他にもあるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

(伊藤教育センター研修部長)

まず、「学校運営推進講座」についてですが、少ない中堅をなんとか育てていく、という趣旨でございまして、今まで13年目以上で「学校運営推進講座」をやっていましたが、さらに8年目以上の者を「学校運営推進講座Ⅰ」、13年目以上で「学校運営推進講座Ⅱ」といたします。そしてこれまで定員を30人で行っていましたが、両方とも40人としまして、学校運営の中核を担う人材を育成していきたい、と考えています。これは応募研修でございまして、資格があれば誰でも受けられるものではなく、自身の課題を明確にして、「こんな風に学校運営をしていきたい」という応募書を審査いたしまして、40人を選んでいくというものです。

また次は、センターの指導主事と呼んでください、という、どちらかというセンターの職員が待っているのではなく、打って出る、というような研修でございまして。こちらに書かせていただいた例以外ですと、「解説 学習評価」「人権教育ははじめの一步」「ここがポイント 初期段階の保護者対応」「授業で使おうICT」「なごやっこの学ぶ意欲」等、現在14種類の用意をしています。

(野田委員)

まず一点目ですが、中堅意識は今までは13年目以上、10年目研修が終わってしばらくしてから、という意識でしたが、これから8年目以上の先生方が増えてくる世代になると思いますので、早めにそういう学校運営を担う中堅になるんだ、という意識を持ってやっていただくことは、大変素晴らしいことだと思いますので、是非この方向で進めていただきたいと思います。

また、14種類の研修があると聞いて驚きましたが、今お言葉の中で、「待っているのではなく、センターが打って出る」という姿勢も素晴らしいと思いますので、是非多くの学校から要望があることを期待します。

(福谷委員)

必修の研修というのはどの研修でしょうか。また、先ほど「応募研修」というお言葉がありましたが、絶対に受けないといけない研修、応募をすれば誰でも受けられる研修、対象者を選んだ上で受けてもらう研修、という3つあるのかな、という理解でよろしいでしょうか。

(伊藤教育センター研修部長)

資料1をご覧ください。必ず受けなければならない研修は「基本研修」にあたります。「基本研修Ⅰ」というのが、1年目研修、5年目研修、10年目研修、です。「基本研修Ⅱ」は職務に応じて、その時に情報教育を担当している人は全校から来てください、教育相談を担当している人は全校から来てください、という性質のものです。

「経営研修」は校長と教頭は全てにあたります。そして、「専門研修」の中には応募すれば審査なく受けていただけるものと、応募書が必要で審査に通ってから受けていただく研修がございまして。「アイデアいっぱい!楽しい授業づくり講座」は毎年2600人から2700人が応募してきますが、こちらは応募してくださった方全員に受け

ていただいています。「学校運営推進講座」などは応募書が必要でございまして、定員に応じて、例えば今年は 30 人定員でやっていますが、36 人の方を受け入れていません。そのように資格のあるなしを判断して受講していただいています。

長期研修は全て応募研修でございまして、定員がございまして、長期研修を受けるのにいたらないと判断した場合はお断りしています。

(福谷委員)

そうすると、各学校で毎年先生の役割が変わると思いますが、受ける意思のない方でも受けなければならない研修は基本研修の 1 年目、5 年目、10 年目、という 3 つの研修、という理解でよろしいでしょうか。

(伊藤教育センター研修部長)

教員免許更新講習が、受ける意思がなくても受けなければならないものにあたると思います。34 歳、44 歳、54 歳の年齢で必ず 30 時間の講習を受けて免許の更新をする、という制度でございまして。

(福谷委員)

保護者の立場としては、すべての先生の底上げをしていただき、専門的な知識を持った先生方に子どもを導いてくださる先生がたくさんいていただけるのは本当にありがたいですが、どの先生でも安心してお任せできる、というのが理想かな、と思いますので、質問させていただきました。ありがとうございました。

(服部委員)

それぞれの講座に研修期間があると思いますが、まず必須の 1 年目研修はどういったスパンでなされるのでしょうか。

(伊藤教育センター研修部長)

1 年目の先生方については、校外研修と校内研修があります。校外というのは教育センター等で行い、宿泊研修も野外学習センターで実施しておりますし、各学校で行う授業を参観する、というものも含め、20 日間です。校内の研修は、年間 120 時間以上、拠点校指導教員に授業を見ていただいたり、先輩の授業を見たり、教師としての基本的なことや授業づくりを学ぶなど、の研修をしています。

(服部委員)

新任の方にそれだけの手厚い研修をしていただくということは、とてもいいことだと思います。それと同時に新任の方でも 1 年生を担当する、ということもございまして、ご父兄の方から「今日も先生がいらっしゃらない」ということもお聞きすることもございまして、児童も初めて学校になじむときに担任の先生が不在、ということではなかなか学校に親しみを持たなくなるようなお子さんもいらっしゃるのでは、そのあた

りのことも研修とは違いますが、研修と学校の兼ね合いについても、校長先生の研修にもなるかと思いますが、お伝えいただけたら、と思います。

(古川委員長)

資料 2 に重点項目がありますが、今の世相を反映して非常にいい重点項目だと思います。まず最初に、新しく教師に採用された新人はいきなり担任を持つ先生に配属されてしまうのでしょうか。

(伊藤教育センター研修部長)

校種によってさまざまな実態があるかと思いますが。すべてとは申しませんが、小学校現場はすぐに担任になることが大半だという認識をしています。

(古川委員長)

そうなってくると、民間企業でいうと、新人社員にいきなり営業に行ってい、という私たちでは考えられないことで、先ほど服部委員がおっしゃられたことと関連するのですが、私はおとといその話を聞いてびっくりしましたが、これは人数の問題などで現状は変えにくい状況です。その中でもなんとかやっていく方法を知恵を出し合って考えていきたいと思います。私が言いたいのは、今ずっと問題になっている教師養成塾は、特定の 60 人に教育をしていく、ということで、その方々については、実際学校に行って現場で授業に関わったりする、ということもお聞きしました。しかし、その 60 人以外の方について、新任で担任についてしまったら、児童も先生も両方にいろいろな障害がでる可能性があると思います。教師養成塾は廃止になりそうなので、短い期間に濃縮して全員に受けることができるプログラムを作っていただきたいと思います。26 年度以降でいいので、次の手を打っていただきたいと思います。

(伊藤教育センター研修部長)

確かに 4 月にいきなり担任、というのはとても大きな壁であることは認識しております。現在議論していることは、教師養成塾の講座を合格者に公開することにより、4 月からのハードルを少し低くできないか、ということです。たとえば虐待の理解と対応や、発達障害、いじめ不登校など、養成塾で学ぶ講座がありますので、そこに合格者の方にも入っていただくことも議論しています。

(古川委員長)

基本的に応募と、全員参加と両方あると思いますが、私は全員が受けられるような形の講座にしていきたいと思います。それは科目によっても違いますが、物理的、時間的に可能かどうかということだと思いますが、どうでしょうか。

(西淵学校教育部長)

採用前ですので、物理的な問題としては遠いところから名古屋に初めて来る方も中

にはいますが、事前に採用応募の時に、これだけの研修が事前にありますよ、と周知をして、センターの「新任教員応援セミナー」を充実させていく方向で検討していきたいです。非常に大事なことだと思っていますので、なんらか検討していきたいと考えています。

(野田委員)

初任の先生の話題になっていますが、私は今の初任研は子どもにとっても、先生にとっても、制度的に昔に比べていいな、と思っています。たとえば週に1度水曜日に、私が初任の時は自習体制をとって研修にでなければなりませんでしたが、今はそこに先生が配置されるので、あとの心配をせずに、心置きなく参加できます。また、週に1回同じような方々と研修を受けることによって、心のケアにもつながると思います。ずっと学校にいるのがいいとは限らず、そこでリフレッシュしながら研修を受けられるのは、いいことだと思います。ただ、拠点校指導員の方が学校に来られるので、受け身になってしまうのが少し心配です。

採用前研修の件ですが、委員長は合格した方々全員に、ということですが、このあたり、感覚が少し違うところかもしれません。教員には免許があります。免許をとって教員になります。免許をとるには担任として、教員としての資質・能力等を大学で保障し、免許要件を揃え、県教委から免許状をいただきます。何もなしで営業に出るというのは少し違うかな、と思います。大学自体も実践的な指導力をアップするために、「教職実践演習」という新しい科目も来年度から入ってきます。できるだけ現場を見よう、というような試みもあり、さらに修士レベル化も検討されています。採用試験に受かった人が最初から教育実践の力量が高い方がもちろんいいですが、私はいろいろな力量があると思います。例えば、受かってからも部活動に専念して人間を磨いて、あるいはアルバイトをして人との交流を経験して、教壇に立つという人があっていいと思います。したがって、全員がセミナーを受けなくてもいいと思います。もちろん「自分はまだ不安だなあ。」と感じる人はそういったセミナーを受けて力をアップして4月に教壇に立てるといいと思います。いろいろな4月の迎え方があると思うので、一律にする必要はないと思います。いろいろな4月の迎え方を保障できるような制度を作っていくべきだと思います。

(伊藤教育長)

現在、教師養成塾のことでご議論いただいておりますが、一度どのようにやっているかなど、実態を含めてご報告させていただきます。足りないところがあれば改善するようにしてまいります。

(古川委員長)

多分野田委員の認識と私の認識はとて差があり、私はあまり理解できていないと思いますが、よろしく願います。

(野田委員)

私も一般の方とは認識が差があると思いますので、それぞれでいいのかな、と思います。

(古川委員長)

では、今教育長からお話もありましたし、他にご意見もないようですので、第 3 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 4 号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 20 分閉会